

「学校保健・学校安全の手引」(第四次改訂版)の発行について

保健体育課

「学校保健・学校安全の手引」につきましては、県教育庁保健体育課監修、県学校保健会編として初版以来、三回の改訂を加え、内容の充実を図りながら発行してきたところであります。

その間、学校をはじめ各種関係機関の学校保健・学校安全に携わる多くの関係者の皆様方(特に学校の管理職、養護教諭、保健主事、学級担任、教科保健・体育担当者等)にご利用いただいております。

この「学校保健・学校安全の手引」の内容については、ご承知の通り、学校保健・学校安全に関する管理・指導の在り方をはじめ、具体的な各種計画の事例や組織活動、実践活動の在り方などを掲載するとともに、関係法令や通知を掲載するなどして、日常の実務の手引書として即活用できるよう編集してきたものであります。

また、保健・安全に関する講習会や研修会での研修資料としても活用してまいりましたが、今後も今回の改訂趣旨をご理解いただき、より一層の学校保健・学校安全の充実にご利用をお願いしたいと考えております。

1 改訂経過

- 初版発行 昭和五十二年四月
- 第一次改訂版発行 昭和五十四年四月

第二次改訂版発行

- 第二次改訂版発行 昭和五十九年四月
- 第三次改訂版発行 平成三年四月
- 第四次改訂版発行 平成七年六月

2 改訂の趣旨

平成四年六月の「学校環境衛生の基準」の改正をはじめ、平成六年十月一日から改正施行された結核予防法及び予防接種法、更に平成七年四月一日から改正施行された学校保健法施行規則とそれらに伴う各種通知との整合性を図るため「学校保健・学校安全の手引」の内容の改訂が必要になりました。

3 主な改訂箇所と内容

改正のあった各種法令や新学習指導要領に基づき、一般的に文言の整備、加除訂正、新しい資料や通知の掲載を行います。主な改訂箇所と内容は次の通りです。

第2章 保健計画

- 各種法令改正に伴い、計画事例の内容等の検討、訂正を行う。

- インフルエンザ予防接種、X線撮影等を削除など。

第4章 保健教育

- 保健学習、保健指導、性に関する指導等に関する、新学習指導要領、県学校保健会発行の「性に関する指導の手引」等との整合性を図り、文言の整備、加除訂正などを行う。

第5章 保健管理

- 学校保健法施行規則の一部改正とそれに伴う「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的事項の補足的事項について」により、児童生徒の健康診断の検査項目等が変更になったため、健康診断関係の全般について見直しを行い、整合性を図るとともに健康診断票の新しい記入例なども掲載します。

また、学校環境衛生についても「学校環境衛生の基準」により見直しを行い、整合性を図るとともに新しい資料の掲載などを行います。

第7章 関係法令・通達等

- これまで掲載されていた通知等を、今回の保健関係の各種法令の改正に伴い、必要がなくなつたものは削除し、新たに各学校が必要と思われる関係法令、通知等を掲載します。

「新たに掲載予定の通知等」

- 「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱について」(文部省体育局長通知・抜粋)
- 「健康診断の見直し及び予防接種制度について」(文部省体育局長健康教育課資料)等

なお、県学校保健会報第二十五号(平成七年三月十日発行)に、第四次改訂発行のお知らせを掲載しておきましたのでご覧ください。